

京都大学大学院医学研究科規程の一部を改正する規程

京都大学大学院医学研究科規程（昭和三十年達示第十七号）の一部を次のように改正する。

- 2 前項の専攻は、博士課程とする。ただし、社会健康医学系専攻の前期二年の課程は、専門職学位課程とする。
 - 2 第五条第二項中、「前項」を、「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 - 2 通則第五十三條の六の規定により専門職学位課程の学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、二十六単位とする。
 - 2 第五条第二項中、「第五十三條の六」を、「第五十三條の六第一項」に改める。
 - 2 第八条第一項中、「第四十四條第一項」を、「第四十四條第一項又は第五十三條の七第一項」に改める。
 - 2 第九条第一項中、「又は第二項」を、「若しくは第二項又は第五十三條の八第一項若しくは第二項」に改める。
 - 2 第十条中、「又は博士課程」を、「博士課程又は専門職学位課程」に改め、同条第四号中、「第四十六條の二第一項」を、「第四十六條の二第一項又は第五十三條の九第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
 - 2 前項第四号の規定により本研究科（専門職学位課程に限る。）に入学する前に大学院において履修した単位数を専門職学位課程の修了に必要な単位数として認定するときは、通則第五十三條の十三の規定により、研究科会議の議を経て、一年を超えない範囲で専門職学位課程に在学したものとみなすことがある。
 - 2 第十二條中、「特定の課題についての研究の成果」を削り、同条の次に次の一条を加える。
 - 2 第十二條の二 通則第五十三條の十二第一項の規定により専門職学位課程の修了の要件として定める教育課程の履修は、専攻科目につき三十単位以上修得し、かつ、特定の課題についての研究の成果を認定されることとする。
 - 2 前項の特定の課題についての研究の成果の審査及び試験は、研究科会議で行う。
 - 2 第十三條中、「及び博士課程」を、「博士課程及び専門職学位課程」に改める。
- 附則
- 1 この規程は、平成十七年二月二十八日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。ただし、第一条に一項を加える改正規定及び第五条第二項中、「第五十三條の六」を、「第五十三條の六第一項」に改める改正規定は、平成十六年四月一日から適用する。
 - 2 社会健康医学系専攻の専門大学院の課程は、平成十四年度以前に当該課程に入学した者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。